



ペットの飼育はマナーを守って

ペットを飼い始めたら、終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人と折り合っていくということです。飼い主は、動物の性質・習慣を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、しっかり管理しましょう。

◆犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。

散歩をする時も、引き綱(リード)を必ずつけましょう。

散歩途中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないで

むやみにエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、ふん尿汚染の原因になることがあります。野良猫にエサを与えていると、飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問合先】環境経済課



空き地などの草刈りは計画的に

空き地などに雑草が生い茂っていると、

- ①人目につきにくいいため、ポイ捨てや不法投棄の場所になる
- ②夏場に害虫が発生しやすくなる
- ③空気が乾燥する季節には火災発生の恐れがある
- ④道路に雑草がはみ出ると、車や通行人の邪魔になり交通事故を引き起こすなど、周辺の住民の迷惑となります。

土地の所有者は、定期的に雑草の状態を確認し、年間を通じて計画的に刈り取りをするようにしましょう。

また、庭の植木も、隣家や道路にはみ出ると迷惑になります。枝を切るなどして、住み良い環境作りを心がけましょう。

【問合先】環境経済課

岐阜羽島警察署公認特殊詐欺撲滅キャラクター

だまされんこんによる4コマ漫画

詐欺の犯人を捕まえる作戦!?



【問合先】岐阜羽島警察署 生活安全課 ☎387-0110

※特殊詐欺とは…不特定の高齢者などに対して、対面することなく、電話・FAX・メールを使って行う詐欺

「緑の募金」活動へのご協力ありがとうございました

平成29年「緑の募金」にご協力いただきましてありがとうございました。

皆さんからお寄せいただいた募金は、緑化推進事業に活用させていただきます。

【募金総額】

713,100円